

事務連絡
令和6年9月30日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の災害発生について（4号）

令和6年9月9日に飛騨森林管理署発注の治山事業（大白川（桂沼）復旧治山工事）箇所で労働災害が発生したため、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、山腹工の法面清掃作業（以下、作業という。）に従事していた4名うち2名が、作業開始後、それぞれの足元の地山の一部が崩落したため、2m程度落下し、安全帯のおかげで滑落は防げたものの、上方からの土砂等の崩落に巻き込まれ、被災したものです。

原因としては、現地の表土層は礫が介在する岩塊の堆積土であったことや露出した堆積土が不安定な状態になっていたことなどから、作業時の外力によって安定を失い崩落したものと考えられます。

地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則 第534条では、当該危険を防止するために、

1 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。

2 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

などの措置を講じなければならないこととなっており、それぞれの現地の状況に応じ、適切に作業を進めていただく必要があります。

また、緊急時は、施工計画書の緊急時連絡体制に記載された医療機関をいち早く受診するよう、遅滞なく救急隊（119番通報）を要請し、最短で救急医療機関で処置を受けることにつき、下請け業者も含め、周知徹底いただく必要もあります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則抜粋

第二編 安全基準

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止

第一節 墜落等による危険の防止

（作業床の設置等）

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百二十条 労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

（悪天候時の作業禁止）

第五百二十二条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

第二節 飛来崩壊災害による危険の防止

（地山の崩壊等による危険の防止）

第五百三十四条 事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

（保護帽の着用）

第五百三十九条 事業者は、船台の附近、高層建築場等の場所で、その上方において他の労働者が作業を行なっているところにおいて作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第三節 ロープ高所作業における危険の防止

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、要求性能墜落制止用器具を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

(メインロープ等の強度等)

第五百三十九条の三 事業者は、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具及びこれをメインロープに取り付けるための接続器具（第五百三十九条の五第二項第四号及び第五百三十九条の九において「メインロープ等」という。）については、十分な強度を有するものであつて、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食がないものを使用しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、メインロープ、ライフライン及び身体保持器具については、次に定める措置を講じなければならない。

一 メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上方にある堅固な支持物（以下この節において「支持物」という。）に緊結すること。この場合において、メインロープ及びライフラインは、それぞれ異なる支持物に、外れないように確実に緊結すること。

二 メインロープ及びライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さのものとすること。

三 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープ又はライフラインが切断するおそれのある箇所（次条第四号及び第五百三十九条の五第二項第六号において「切断のおそれのある箇所」という。）に覆いを設ける等これらの切断を防止するための措置（同号において「切断防止措置」という。）を講ずること。

四 身体保持器具は、メインロープに接続器具（第一項の接続器具をいう。）を用いて確実に取り付けること。

(調査及び記録)

第五百三十九条の四 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について次の事項を調査し、その結果を記録しておかななければならない。

一 作業箇所及びその下方の状況

二 メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置及び状態並びにそれらの周囲の状況

三 作業箇所及び前号の支持物に通ずる通路の状況

四 切断のおそれのある箇所の有無並びにその位置及び状態

(作業計画)

第五百三十九条の五 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 作業に従事する労働者の人数
- 三 メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
- 四 使用するメインロープ等の種類及び強度
- 五 使用するメインロープ及びライフラインの長さ
- 六 切断のおそれのある箇所及び切断防止措置
- 七 メインロープ及びライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための措置
- 八 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
- 九 労働災害が発生した場合の応急の措置

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 第五百三十九条の三第二項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- 二 作業中、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(要求性能墜落制止用器具の使用)

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。

2 前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(保護帽の着用)

第五百三十九条の八 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、物体の落下による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 労働者は、前項の保護帽の着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたとときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

別添 1

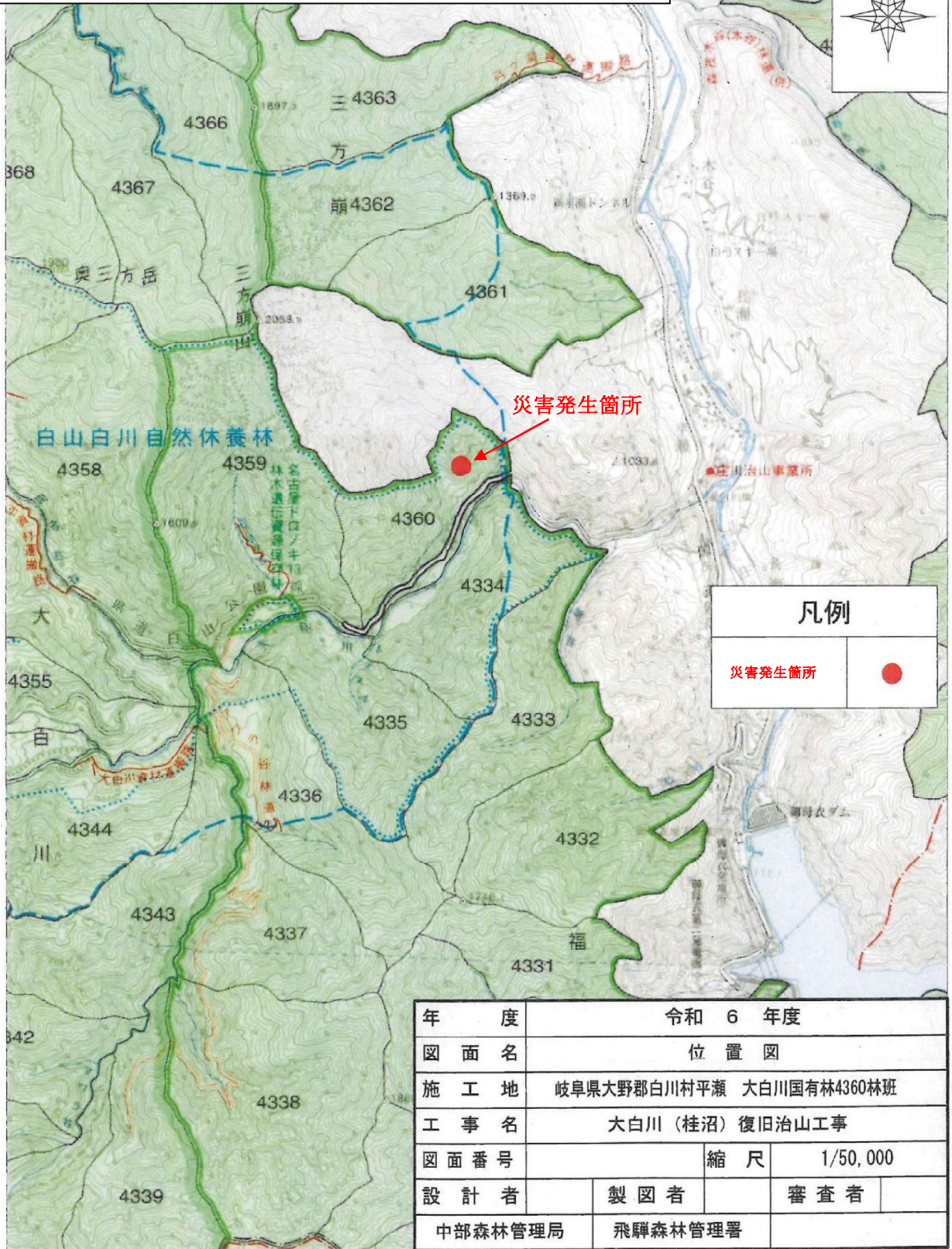
請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	飛騨森林管理署
2 事業の種類	大白川(桂沼)復旧治山工事
3 災害発生日時等	令和 6年 9月 9日(月) 10時00分頃 発生 被災者A 怪我の程度:右足脛骨折 右前腕骨折 休業見込み:不明 被災者B 怪我の程度:両前腕、左膝、前額部、左手、左股関節 挫創 休業見込み:3週間の加療(診断書あり)
4 災害発生場所	岐阜県大野郡白川村 大白川国有林4360林班
5 契約相手方	小坂建設株式会社 代表取締役 小坂 健太郎
6 事業実行事業体	有限会社 中部植生 (3次下請)
7 被災者年齢等	被災者A 年齢:55歳 性別:男 2の事業の経験年数:14年 被災者B 年齢:26歳 性別:男 2の事業の経験年数:3年 雇用区分:常用 社会保険等加入状況: <input checked="" type="checkbox"/> 労災 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生 建退協
8 従事作業	法面清掃作業
9 災害概況	<p>当日、被災者 A・Bは、同僚7名と作業前の安全ミーティング終了後、モノレールにより現場に移動し、被災者を含む4名が法面清掃作業(以下、作業という。)に、2名が作業指示者、3名が監視員としてそれぞれの配置に就いた。</p> <p>午前9時頃 作業場所に到着後、被災者 A・Bと同僚 C・Dは安全带等を装着し作業準備をした。</p> <p>午前10時頃 被災者 A・Bと同僚 C・Dは、作業を開始。被災者 Bが浮石を除去しはじめたところ、足元の地山の一部が崩落し、同時に被災者 Aの足元の地山も崩れ、被災者 A・Bの2名が2m程度落下し、安全带のおかげで滑落は防げたものの、上方からの土砂等の崩落に巻き込まれた。この崩落により、被災者 Aは腕と足、被災者 Bは腕と顔等を被災した。</p> <p>被災後、被災者 Bは、自力で安全な場所まで移動。被災者 Aは、斜面上で動けなくなったため、同僚 C・Dが被災者 Aを斜面から救出した。</p> <p>午前10時40分 被災者 A・Bは、同僚 C・Dと共にモノレールで下山、それ以外の同僚は順次、車両停車場まで移動した。</p> <p>午前10時50分 現場代理人は救急車を要請することを、被災者に伝えたが、被災者 A・Bは、愛知県岡崎市のかかりつけ病院での治療を強く望んだため、同僚 C・Dが被災者 A・Bを社用車に乗せ、岡崎市に向かった。</p> <p>午前10時50分頃 現場代理人は、会社、飛騨森林管理署、高山労働基準監督署に災害の発生を連絡した。</p> <p>午後4時頃 愛知県岡崎共立病院に到着した。</p>

	<p>午後4時30分頃 被災者 B は同病院で治療を受け帰宅した。</p> <p>午後4時30分頃 被災者 A は、同病院で検査・応急処置を受けた後、外傷とあわせて骨折しているため、専門医のいる藤田医科大学岡崎医療センターに向かった。</p> <p>午後6時30分頃 被災者 A は、同病院に到着し検査と治療を受け入院した。</p>
<p>10 その他特記すべき事項</p>	<p>9月9日</p> <p>午後2時40分 労働基準監督署が現地到着、現場検証等実施 (労働基準監督署は口頭で概況がはっきりするまで作業を停止するよう現場代理人に伝えた。)</p> <p>午後3時00分 高山警察署が現地到着、現場検証等実施</p> <p>午後4時30分 労働基準監督署・高山警察署 検証等終了</p> <p>9月10日</p> <p>午前9時30分～ 小坂建設(株) 社内安全会議を実施(下請け:丸ス産業(株)、日本植生(株)、(有)中部植生 含む)</p> <p>午後1時30分～ 小坂建設(株) と下請け業者3社が、災害概要等を飛騨森林管理署へ説明。</p>

災害発生箇所位置図

岐阜県大野郡白川村大白川国有林4360林班

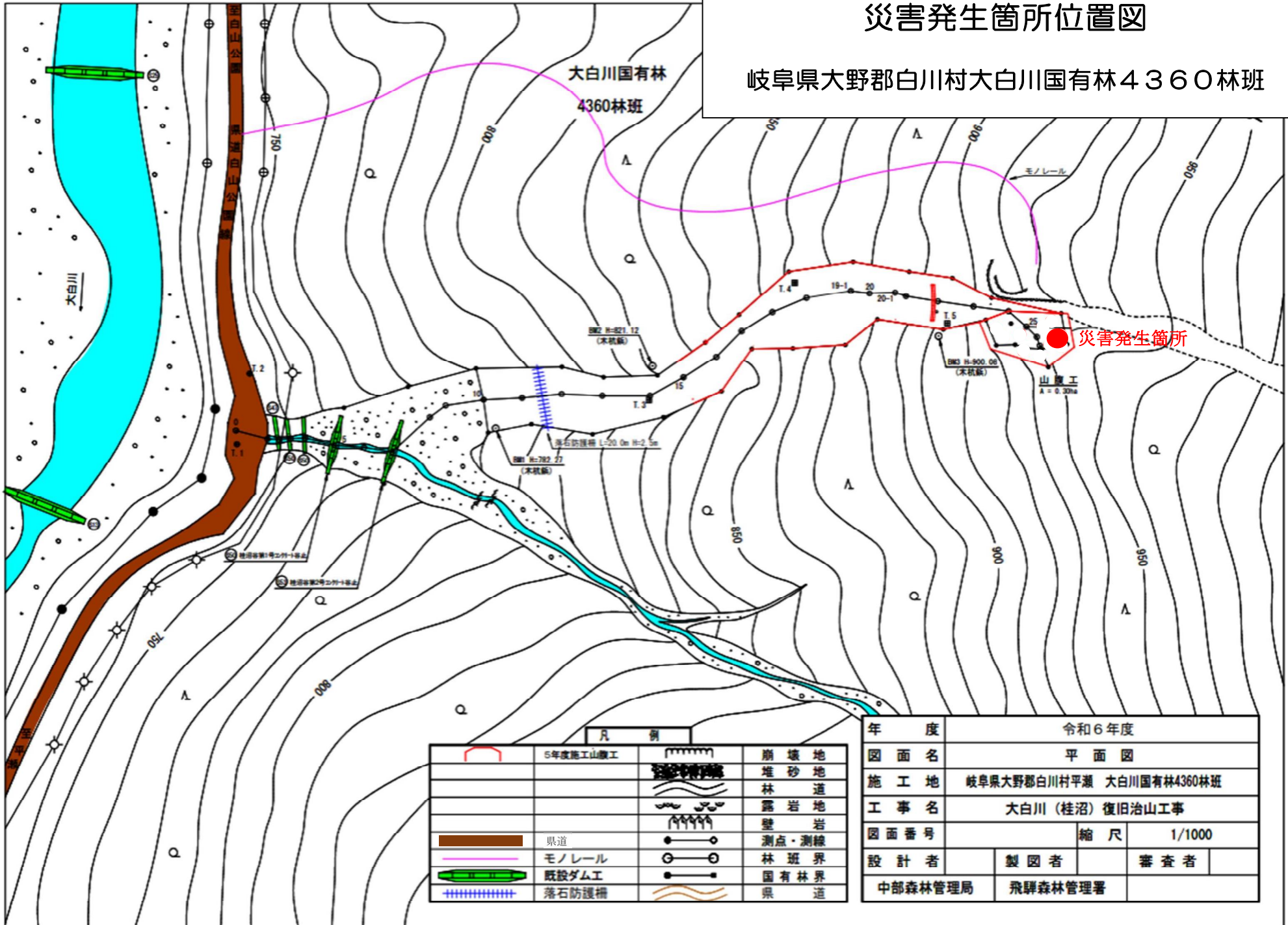


凡例	
災害発生箇所	●

年 度	令和 6 年度		
図 面 名	位 置 図		
施 工 地	岐阜県大野郡白川村平瀬 大白川国有林4360林班		
工 事 名	大白川（桂沼）復旧治山工事		
図面番号		縮 尺	1/50,000
設 計 者	製 図 者	審 査 者	
中部森林管理局	飛驒森林管理署		

災害発生箇所位置図

岐阜県大野郡白川村大白川国有林4360林班



凡 例	
	5年度施工山腹工
	崩壊地
	堆砂地
	林道
	露岩地
	壁岩
	測点・測線
	林班界
	国有林界
	県道
	モノレール
	既設ダム工
	落石防護柵

年 度	令和6年度		
図 面 名	平面図		
施 工 地	岐阜県大野郡白川村平瀬 大白川国有林4360林班		
工 事 名	大白川(桂沼)復旧治山工事		
図 面 番 号	縮 尺	1/1000	
設 計 者	製 図 者	審 査 者	
中部森林管理局	飛騨森林管理署		

モノレール

950

作業指示者: 2人 (日本植生・二次下)

監視員: 3人 (中部植生・三次下)

歩道

作業員: 4人 (中部植生・三次下)

